

エスカレーター保守点検業務処理要領

エスカレーター設備の安全運転を業務委託の目的とする

- 1 搬送設備の仕様
エスカレーター 1・2号機
800形 速度：20m/min 階高4,600mm 2基
- 2 保守の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 建築基準法第12条第4項に規定する定期点検を実施すること。
 - (2) 建築基準法第8条第1項に規定する維持保全として、月1回、計画的な点検・手入れ保全作業（給油・調整・清掃等）を実施すること。
 - (3) 点検箇所は、エスカレーター周り、ステップ及びピット内の装置、その他必要箇所
 - (4) 点検・手入れ保全作業を行ったときは、「エスカレーター作業報告書」を提出すること。
- 3 点検保守の日時については、双方打合せのうえ決定するものとする。
- 4 故障時等緊急に備え、常時専門技術者を待機させ、早急に適切な処置が出来るよう対応しておくものとする。
- 5 契約内容は、POG点検契約とする。
- 6 委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。